

第 22 回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和 7 年 3 月 27 日 (木) 午後 1 時 30 分 開会

開催場所 佐川町役場 2 階中会議室 2

出席 欠 農業委員 出席 8 名 欠席 1 名

○ 1 番 藤原 健祐 ○ 2 番 田村 和弘

× 3 番 森田 有紀 ○ 4 番 氏原 延

○ 5 番 田村 公史 ○ 6 番 澤村 重隆

○ 7 番 横畠 悦子 ○ 8 番 藤田 省三

○ 9 番 北添 正男

農地利用最適化推進委員 出席 12 名 欠席 1 名

○田村 幸生 ○味元 健清 ○田村 宮幸

×森 正彦 ○永田 和道 ○邑田 昌平

○中村 修 ○岡村 建介 ○山口 修二

○伊藤 洋章 ○田村 泰富 ○岩佐 誠志

○北添 秀紀

事務局 事務局長： 藤本 雅徳

係 長： 前田 紗歩 会計年度任用職員： 大原 彰子

日程 第 1 開 会

第 2 議事録署名委員選任

第 3 報 告

第 4 議 事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 3 号議案 非農地証明願に関する件

第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

第 5 号議案 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等(案)に関する件

第 6 号議案 令和 7 年度農業者年金加入推進計画(案)に関する件

第 5 そ の 他

第 6 閉 会

会長・・・・・・・・定刻になりましたので、これより第 22 回農業委員会定例総会を開催します。

本日は 3 番森田有紀委員、農地利用最適化推進委員の森 正彦委員から欠席の報告が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、2 番田村和弘委員と、4 番氏原 延委員を指名します。

つづきまして、日程第 3. 報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・ それでは、日程第 3. 報告事項につきまして、報告します。

報告事項 1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、17 日に農業委員会活動評価検討会が役場において開催され、会長と、事務局から私、藤本と前田係長が出席しました。こちらに関しましては、12 月 18 日に開催された検討会の 2 回目となります。

27 日は、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項 2. 使用貸借解約届 4 件について報告します。

貸し手、借り手、土地の所在、解約事由は議案書に記載のとおりとなっておりますが、簡潔に報告します。

1 番が、貸し手が■■■■さん。借り手が■■■■さん。■■■■の樹園地です。

2番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。[]の畑です。こちらに関しましては、借り手の変更に伴う利用権設定のための手続きとなります。

3番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。[]の田です。

4番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。[]の田です。

なお、4件とも次の借り手の方は決定しており、3条や利用権設定の手続きが本総会に提出されております。

つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届14件について報告します。

貸し手、借り手、土地の所在、解約事由は議案書に記載のとおりとなっておりますが、簡潔に報告します。

15番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。[]の田です。

16番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。[]と[]の田です。

17番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。[]の田です。

(18番から28番まで、同様に説明する)

なお、21番の[]さんと、22番の[]さんの[]の農地ですが、次の借り手が未定となっております。その他の12件は、次の借り手が決定しており、本総会に議案が提出されております。

つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書5件について、相続人、土地の所在、届出日等は議案書に記載のとおりとなっておりますが、簡潔に報告します。なお、届出事由はすべて相続となっています。

82番が、相続人が[]さん。土地は13筆で、地目は田、畑などで面積は[] m^2 です。

83番が、相続人が[]さん。土地は2筆で、地目は畑で、面積は[] m^2 です。

84番が、相続人が[]さん。土地は1筆、地目は田で、面積は[] m^2 です。

(85番、86番、同様に説明する)

つづきまして、報告事項５．時効取得の届け出し件について報告します。

登記義務者は■■■■さん、登記権利者は■■■■さん。土地は■■■■の畑で、面積は■■■■㎡。昭和６３年１２月３１日の時効取得による所有権移転となっています。

報告は以上です。

会長・・・・・・・・事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

つづきまして、第１号議案農地法第３条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・それでは、第１号議案農地法第３条に関する件６件について説明します。

３５番が、前回保留としました案件となります。

譲渡人が■■■■さん。譲受人が■■■■さん。

土地の所在が、■■■■外４筆。地目は畑で、合計面積が■■■■㎡。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は全部で５万円。反当りにすると、約１６，０３０円となります。

前回、保留となった原因である全部効率利用につきましては、譲受人より「非耕作地の状況・理由・計画書」が提出されてきており、皆さんのお手元にその写しを配布していますので、ご覧ください。

３９番が、譲渡人が■■■■さん。譲受人が■■■■さん。

土地の所在が、■■■■番外１筆。地目は田で、合計面積が■■■■㎡。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は全部で１０万円。反当りにすると、約２９万６千円となります。

４０番が、譲渡人が■■■■さん。譲受人が■■■■さん。

土地の所在が、■■■■番。地目は畑で、面積が■■■■㎡。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は全体で１０万円。反当りにすると、約１６１万３千円となります。

行政書士の■■■■さんが代理人となっています。

41番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番 [] 外9筆。地目は田が3筆と畑が7筆で、合計面積が[]㎡。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は全部で30万円。反当りにすると、約3万7千円となります。

42番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番 []。地目は田で、面積が[]㎡。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は3万円。反当りにすると、約120万円となっています。

行政書士の[]さんが代理人となっています。

43番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番 []。地目は田で、面積が[]㎡。

申請の内容は、贈与による所有権移転で、行政書士の[]さんが代理人となっています。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・ 確認委員である森田有紀委員に代わりまして、41番の報告書を代読させていただきます。

申請地は[]集落にあり、[]から半径50mの範囲内にあります。現在は、畑は畝を作っているものや、果樹・花木が植わっています。田は畝を作って畑として使用しています。許可後は田では米を、畑では多種類の野菜を作る予定です。譲受人は今回が初めての営農となります。栽培に必要な農機具類については譲り受ける予定があります。地域との調和要件は問題ありません。以上のことから、問題なしと判断しました。

報告は以上です。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案35番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案35番につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、第1号議案39番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案39番につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、第1号議案40番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案40番につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、第1号議案41番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案41番につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、第1号議案42番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案42番につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、第1号議案43番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案43番につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、第2号議案農地法第5条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・ それでは、第2号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

譲渡人が甲の長山登さん。譲受人が[]さんと[]さん。

土地の所在が、[]番[]。

地目が田で、面積が[]㎡の内[]㎡。

転用目的は自己用住宅の建築で、農地区分は第1種農地にも第3種農地にも当てはまらないことから、その他第2種農地と判断しました。

行政書士の[]さんが代理人となっています。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第2号議案は許可相当という意見を県知事に送付することに決しました。

つづきまして、第3号議案非農地証明願に関する件について、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第3号議案非農地証明願に関する件3件について説明します。

14番が、申請人が[]さん。

土地の所在が[]番[]。地目が畑で、面積が[] m^2 。

利用状況は、30年以上前に車庫があったが、現在は宅地の一部となっています。

行政書士の[]さんが代理人となっています。

15番が、申請人が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番[]。地目は畑で、面積が[] m^2 。

利用状況は、約35年前から耕作放棄し、山林となっています。

16番が、申請人が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番[] 外1筆。地目は畑で、合計面積が[] m^2 。利用状況は、約50年前から耕作放棄し、山林となっています。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案14番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第3号議案14番は申請のとおり決定しました。

つづきまして、第3号議案15番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第3号議案15番につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、第3号議案16番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第3号議案16番につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について、を議題とします。

本定例総会では、農用地利用集積計画の件数が207件と、非常に多くあります。そこで、第4号議案につきましては、佐川町農業委員会会議規則第10条の規定により、議案中の「利用権の設定を受ける者」ごと一括して議案とし、採決することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

ご異議ないようでしたら、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件の議題につきましては、佐川町農業委員会会議規則第10条の規定により、議案中の「利用権の設定を受ける者」ごと一括して議案とし、採決することといたします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・ それでは、第4号議案佐川町農用地利用集積計画（3月分）を説明します。

先ほど会長のお言葉にもありましたが、今月は全部で207件と非常に大量な案件数となっております。そのため、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地の所在、地目、面積及び新規更新の別、設定する利用権の契約期間、賃借料、作物、権利の種類については、それぞれ件名ごとに番号を付して議案書に記載しておりますので、個別の詳細な説明は割愛させていただきます。

以上です。

会長・・・・・・ それでは、皆さんのお手元にある「利用権設定（3月分）総会報告順番表」に記載の順番、議案番号の順で、確認委員さんの報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・ 確認委員である森推進委員に代わりまして、３０２番の報告をさせていただきます。

一般要件をすべて満たしていることから、問題なしと判断しました。

報告は以上です。

藤本局長・・・・・・ 確認委員である森推進委員に代わりまして、３０３番と３３６番の報告をさせていただきます。

一般要件をすべて満たしていることから、問題なしと判断しました。

報告は以上です。

藤本局長・・・・・・ 確認委員である森田有紀委員に代わりまして、３４２番の報告をさせていただきます。

一般要件をすべて満たしていることから、問題なしと判断しました。

報告は以上です。

会長・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第４号議案１４８番・２８４番・２８５番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第４号議案１４８番・２８４番・２８５番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第４号議案１４９番・１５０番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第４号議案１４９番・１５０番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第４号議案１５１番・１５２番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案151番・152番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案153番から157番及び262番から266番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案153番から157番及び262番から266番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案158番から160番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案158番から160番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案161番から167番及び208番から211番及び220番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案161番から167番及び208番から211番及び220番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案168番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案168番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案169番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案169番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案170番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案170番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案171番と172番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案171番と172番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案173番から177番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案173番から177番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案178番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案178番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

(以下、議案番号179番から議案番号354番について、「利用権の設定を受ける者」ごとに一括して議題とし採決した結果、全議案について、賛成全員にて原案とおり可決された。)

会長・・・・・・・・ つづきまして、第5号議案令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・・・ 第5号議案につきましては、お手元にお配りの資料をご覧ください。

昨年 of 提出物を参考に作成しましたので、皆さんにご確認いただいて、問題がなければ農業会議へ提出し、農業会議の了解をもらえれば県へ提出し、町のホームページでも公表することになります。

会長・・・・・・・・ 事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。

質疑等がないので、お諮りします。第5号議案について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第5号議案は提案のとおり決定しました。

つづきまして、第6号議案令和7年度農業者年金加入推進計画（案）に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・ 第5号議案につきましては、お手元にお配りの資料をご覧ください。

昨年提出物を参考に作成しましたので、皆さんにご確認いただいて、問題がなければ農業会議へ提出します。

会長・・・・・・ 事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。

質疑等がありませんので、お諮りします。第6号議案について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第6号議案は提案のとおり決定しました。 その他に移ります。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・ その他について、1点ほどお伝えいたします。

貸付希望の申出についてです。

3月13日に窓口に来庁され申出がありました。

農地は■■■■地区にあり、1筆、1.4反程あります。

貸付希望期間と条件は、特に言われておりませんでした。借賃はタダでも構わないとのことです。

■■■■地区の委員さんだけでなく、全委員さんをお願いしたいのですが、借りてくれる人がいれば事務局までご連絡ください。

私からは以上です。

会長・・・・・・ その他、特にないようなので、これで第22回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、4月24日 木曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行いますので、ご注意ください。